

＜対応事業＞

新学術領域研究（研究領域提案型）（計画研究の総括班研究課題を除く）、学術変革領域研究（A・B）（計画研究の総括班研究課題を除く）、特別推進研究（平成28（2016）年度以降に採択された研究課題）、基盤研究、挑戦的研究、挑戦的萌芽研究、若手研究、研究活動スタート支援、特別研究促進費、国際共同研究加速基金（国際活動支援班を除く）

研究代表者が、海外における研究滞在等により中断していた研究の再開又は交付申請の留保届を提出していた研究の開始を希望する際に、日本国内において所属することとなった機関は、科研費電子申請システムより海外における研究滞在等による研究中断からの研究再開届を作成し、研究中断又は留保終了年月日の1か月程度前（4月1日の再開を希望する場合には2か月程度前）までに日本学術振興会に提出すること。

【注意事項】

1. 研究代表者が行う手続き

研究中断終了年月日の1か月程度前（4月1日の再開を希望する場合には2か月程度前）までに、条件付き交付内定者用電子申請システムにて、日本国内において所属することとなった研究機関宛てに、再開届作成依頼を行うこと。

(1) 研究種目・課題番号・研究課題名

「条件付き交付内定通知」に記載の内容と一致しているかを十分確認すること。

(2) 研究開始（再開）年月日及び終了年度

研究開始（再開）期限年月日までの範囲内で希望する年月日を記入すること。なお、研究開始（再開）期限年月日までに交付申請書の提出がなされない場合は、条件付き交付内定が取り消されることとなる。

終了年度については、「条件付き交付内定通知」別紙1の内容を十分確認のうえ入力すること。

2. 所属研究機関事務担当者が行う手続き

研究代表者から送信された再開届作成依頼を受理し、「①海外における研究滞在等による研究中断からの研究再開届（様式A-17、D-17、X-17）」（以下「再開届」という。）を作成すること。

(1) 所属部局・職

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）に登録される情報と一致しているかを十分確認すること。

(2) 研究種目・課題番号・研究課題名

研究代表者から提出された「条件付き交付内定通知」に記載の内容と一致しているかを十分確認すること。

3. 各年度の申請（予定）額 **※学術研究助成基金助成金の研究課題のみ**

研究再開後の各年度における直接経費の申請（予定）額を記入すること。各年度の配分額を変更した上で研究の開始（再開）を希望する場合、変更後の配分額を記載すること。

また、年度途中から研究を開始（再開）する場合、必要に応じて、1年度に限り補助事業期間を延長することが可能である。延長を希望する場合は、研究期間を1年度追加して再開届を作成すること。

なお、研究の開始（再開）の際、研究実施計画の作成にあたっては、先に提出した交付申請に記載の研究実施計画の内容に基づくとともに、海外における研究滞在の実績等を踏まえた計画を作成する必要があるため、その点を留意のうえ作成すること。

（科学研究費補助金の研究課題の各年度配分額を変更したい場合は、「産前産後の休暇、

育児休業の取得、又は、病気を理由とする特別研究員の採用の中断若しくは海外における研究滞在等に伴う研究実施計画の変更願」（様式A-14）を提出すること。）